

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車整備分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国

				<p>人)</p> <p>自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」若しくは「特定整備に付随する業務」の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：整備内容の説明及び関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：整備内容の説明、関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)又は(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の基礎的な業務</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1</p>

				(3)又は(4)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
4	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】	○ 自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務(電子制御装置の整備や板金塗装など)に主として従事しなければなりません。	【主たる業務】 ○ 自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務(電子制御装置の整備や板金塗装など)に主として従事しなければなりません。
5	P.4	【関連業務】 ○1つ目	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。	【関連業務】 ○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
6	P.5	【その他業務関係】	○ なお、技能実習制度においては、作業の定義として、『地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場(対象とする装置の種類が限定されていないこと)における作業でなければなりません。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみ自動車特定整備事業場は除くものとする。』とされています。	【その他業務関係】 ○ なお、技能実習制度においては、作業の定義として、『地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場(対象とする装置の種類が限定されていないこと)における作業でなければなりません。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみ自動車特定整備事業場は除くものとする。』とされています。

			ますが、特定技能においては、地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場であって、対象とする装置の種類が限定されている事業場や、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみのも事業場における業務も、自動車整備分野の業務に該当します。	が、特定技能においては、地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場であって、対象とする装置の種類が限定されている事業場や、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみのも事業場における業務も、自動車整備分野の業務に該当します。
7	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
8	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。 イ～ロ (略) ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 ニ (略) ニ～七 (略)
9	P.6-7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車整備分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は自動車整備分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) 「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車整備分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者。ただし、「自動車整備士技能検定2級」に合格した者を除く。)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、自動

			<p>自動車整備士技能検定試験 3 級」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N 4 以上)」</p> <p>イ そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>車整備分野に関する第 2 号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1 号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準 (試験区分)</p> <p>「自動車整備分野特定技能 1 号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験 3 級」</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N 4 以上)」</p> <p>(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2 号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準 (試験区分)</p> <p>「自動車整備分野特定技能 2 号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験 2 級」</p> <p>イ 実務経験</p> <p>道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 78 条第 1 項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場 (以下「認証工場」という。) における実務経験を要件とする。</p>
10	P.7	<p>第 2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領 (抜粋)</p>		<p>第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(3)「自動車整備分野特定技能 2 号評価試験」(運用方針 3 (2) アの試験区分)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法 (特定技能 2 号) (技能水準)</p>

			<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p style="color: red;">当該試験の合格及び道路運送車両法第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における3年以上の実務経験を要件とする。</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)及び(2)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
11	P.8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>○4つ目</p>	<p>○ なお、自動車整備分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。</p>	<p>○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、道路運送車両法第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における3年以上の実務経験が必要です（「自動</p>

				<p>車整備士技能検定2級」に合格した者を除く。)</p> <p>この場合の実務経験とは分解、点検、調整等の整備作業をいい、具体的には以下の作業となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条に規定する特定整備に係る作業 ・ 電子制御装置の整備、板金塗装等の特定整備に付随する整備作業 ・ キャブレター、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業 ・ 自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業 ・ 自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業 ・ 上記に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業
12	P.8-9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能水準を証するものとして、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車整備分野特定技能評価試験の合格証明書の写し ・ 自動車整備士技能検定試験3級の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト</p>	<p><特定技能1号の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験合格者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能水準を証するものとして、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 自動車整備分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し 自動車整備士技能検定試験3級の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び</p>

			<p>及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の合格証明書又は実技試験の結果通知書の写し ○ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号） <p>* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> 外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の合格証明書又は実技試験の結果通知書の写し ・技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合 <ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号） <p>* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p><特定技能 2 号の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能水準を証するものとして、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備分野特定技能 2 号評価試験の合格証明書の写し ・自動車整備士技能検定試験 2 級の合格証明書の写し
13	P.9	<p>第 2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の外国人自動車整備技能実習評価試験の合格証明書又は実技試験の結果通知書の提出が必要です。 	<p><特定技能 1 号></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の外国人自動車整備技能実習評価試験の合格証明書又は実技試験の結果通知書の提出が必要です。

			<p>○ 外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>	<p>○ 外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p> <p><特定技能2号></p> <p>○ 自動車整備分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。</p>
14	P.11	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】 告示第2条</p>	（追加）	<p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>
15	P.11	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○5つ目</p>	（新設）	<p>○ 特定技能外国人から、自動車整備分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができませんこととなります。</p>
16	P.13	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【留意事項】 ○5つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人の受入れ後に当該1号特定技能外国人が業務に従事する事業場に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。</p>	<p>○ 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人が業務に従事する事業場に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。</p>

17	P.15	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	(追加)	六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。
18	P.16	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～六(略) 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
19	P.16	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 告示第1条	自動車整備分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	自動車整備分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

20	P.16-17	<p>第5 上陸許可に係る基準</p> <p>○ 1つ目から3つ目</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として自動車整備分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>
----	---------	---------------------------------------	---	--

別表（自動車整備）					
共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	自動車整備分野特定技能評価試験 自動車整備士技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備	自動車整備	

【注】修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表（自動車整備）					
共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	自動車整備分野特定技能1号評価試験 【職業別書】 「特定技能1号の外国人労働者に係る制度の運用に関する令」の「特定技能1号」 【特定技能1号】 修習者の就業の職種、定額を基礎とし、そのうち5年以内の期間満了による定額給付金の支給が1割に満たない場合、特定技能1号の資格取得に付随する技能検定試験に合格したものとみなす。 自動車整備分野特定技能評価試験 自動車整備士技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備	自動車整備	

【注】修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
【注】特定技能2号については、試験の合格に加えて、実務経験要件（道路運送車両法第78条第1項に基づき地方運輸局長の認定を受けた事業場における3年以上の実務経験）が課せられています。自動車整備分野特定技能2号評価試験に課せられています。

22

分野
参考様式
第8-1号

分野参考様式第8-1号（特定技能所属機関）

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、自動車整備（日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する業務）であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合においては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
 - (4) 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第8-1号（特定技能所属機関）

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、自動車整備（自動車（自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する基礎的な業務）であること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、自動車整備（他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する一般的な業務）であること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合においては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、自動車整備分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
 - (4) 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を

所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者